

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 京都府における緊急事態措置について

令和3年1月12日

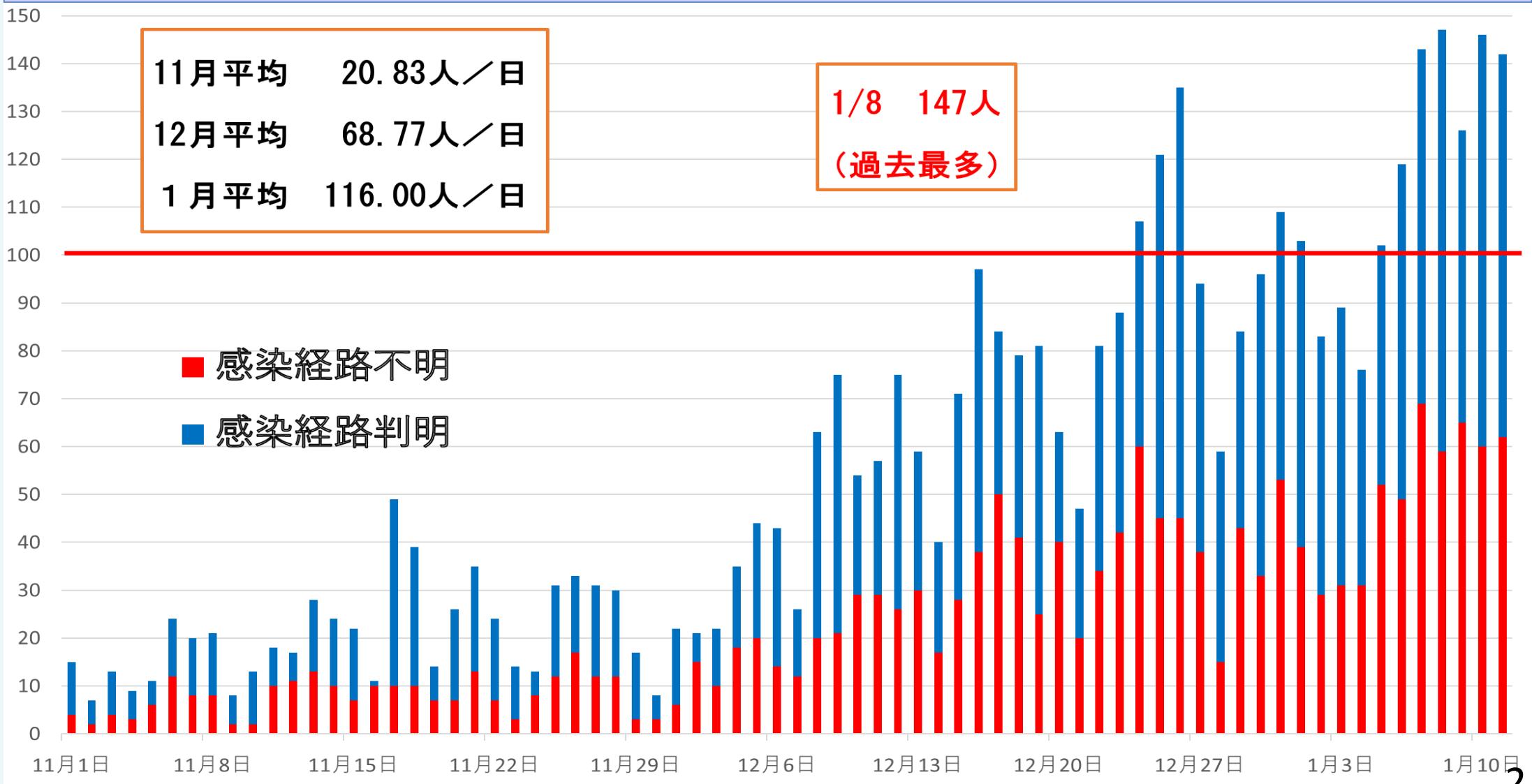


京都府知事 西脇 隆俊



京都府の感染状況

- ▶ 12月に入り感染が急速に拡大
- ▶ 1月11日には京都市域だけで100名超





直近の動き

▶ 京阪神の感染状況が深刻化

- ⇒ 1月の感染者数 大阪府4,933人、兵庫県2,239人、京都府1,276人
- ⇒ 1月10日の病床利用率 大阪府64.8%、兵庫県75.6%、京都府35.8%

▶ 1月8日 京都府感染拡大警報を発令

▶ 1月9日 3府県知事が緊急事態宣言発出の検討を要請

- ⇒ 京阪神一体での措置を要請
- ⇒ 今、対策を講じなければ医療提供体制が崩壊

3府県が連携して緊急事態措置に備える

→宣言発出後、速やかに緊急事態措置を講じる



緊急事態措置の概要

区 域	京都府全域
期 間	緊急事態措置を実施すべき期間とされた日の0時から令和3年2月7日(日)24時まで

実 施 内 容

1. 外出の自粛
2. 催物(イベント等)の開催制限
3. 施設の使用制限等
4. 職場への出勤等
5. 大学等への要請



1. 外出の自粛

- ▶ 不要不急の **外出自粛**
- ▶ **20時以降の徹底した不要不急の外出自粛**

- ▶ 医療機関への**通院**、食料品・医薬品・生活必需品の**買い出し**、必要な職場への**出勤**(在宅勤務(テレワーク)等の取組を要請)、屋外での**運動や散歩**など、**生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請**
- ▶ 特に、20時以降の徹底した**不要不急の外出自粛**を要請



2. 催物(イベント等)の開催制限

イベント等について、以下の要件沿った開催を要請

人数上限	5,000人以下
収容率	屋内:50%以下 屋外:人ととの距離を十分に確保(できるだけ2m)

※ あわせて、20時までの開催時間について協力を依頼

イベントの事前相談	全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に京都府相談窓口へメール等で相談
-----------	--



3. 施設の使用制限

① 特措法に基づき要請を行う施設

施設の種類	内訳	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む)、 喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを除く)	▶営業時間短縮 (5時～20時)を要請
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	ただし、酒類の提供は11時～19時

協力金の支給
(店舗への支給額)

1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり
6万円 (定休日を除く)



施設の使用制限

② 特措法によらない働きかけを行う施設

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%とすること
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗(1,000m ² 超)(生活必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗(1,000m ² 超)(生活必需サービスを除く)	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。



4. 職場への出勤等

テレワークの徹底等を要請

- ▶ **出勤者数の7割削減** をめざす
- ▶ ローテーション勤務、時差出勤等の推進
- ▶ 週休の分散化、休暇取得等により **密を避ける**
- ▶ 原則として **20時以降の勤務を抑制**



5. 大学等への要請

感染防止対策と注意喚起を要請

- ▶ 感染防止と面接・遠隔授業による **学修機会確保**
- ▶ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会、部活動における**感染リスクの高い活動は自粛**
- ▶ 大学入試等は、実施者において感染防止策や追検査等による**受験機会の確保に万全**を期して予定通り実施



緊急事態措置に関する問い合わせ

京都府緊急事態措置に関する府民や事業者等の問い合わせ先

▶ **緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について**

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター
TEL: 075-414-5907 （平日9時から17時）

▶ **新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について**

協力金コールセンター

TEL: 075-365-7780

（9時30分から17時30分（日曜日・祝日除く））

※その他京都府ホームページ上にもFAQを掲載予定